

# 令和2年度 総合評価方式による入札制度の主な改正点について

## 1 「工事成績評定点」について、評価点の計算方法の変更

### ① 配置予定技術者の過去一定期間における工事成績評定点

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価点 = (工事成績評定点 - 60) × <math>\beta</math> ÷ 30 × 15 補正係数 <math>\beta</math> を4段階とし、工事請負金額（しゅん工事）が ①5,000万円以上は <math>\beta = 1.5</math> ②2,500万円以上5,000万円未満は <math>\beta = 1.3</math> ③1,000万円以上2,500万円未満は <math>\beta = 1.15</math> ④1,000万円未満は <math>\beta = 1.0</math> (ただし建築一式工事は、5,000万円を1億円、2,500万円を5,000万円と読み替える)</li> <li>・評価点の上限は <u>15</u>点</li> <li>・工種は入札工事と <u>同一工種</u></li> <li>・JV工事の実績は、<u>代表者の実績のみ</u>を評価し、<u>出資比率により請負金額を按分</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価点 = (工事成績評定点 - 60) ÷ 20 × 10</li> <li>・評価点の上限は <u>10</u>点</li> <li>・<u>工種は問わない</u></li> </ul>

### ② 企業評価 徳島市発注の同種建設工事の工事成績評定点の平均点

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価点 = (工事成績評定点の平均点 - 60) / 20 × 15</li> <li>・評価点の上限は <u>15</u>点</li> <li>・徳島市から工事成績評定点を通知された工事のうち、<u>最終契約金額（税込）が1000万円以上の工事</u>を対象として算出</li> <li>・JV工事の実績は、<u>代表者の実績のみ</u>を評価し、<u>出資比率により請負金額を按分</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価点 = (工事成績評定点の平均点 - 60) / 20 × 20</li> <li>・評価点の上限は <u>20</u>点</li> <li>・徳島市から工事成績評定点を通知された <u>全ての工事（=最終契約金額300万円以上）</u>を対象として算出</li> </ul>

## 2 工場製作期間と現地据付期間で技術者の途中交代を認める工事に関する技術者評価の評価基準の見直し

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者のうち、<u>現地据付期間を担当する配置予定技術者</u>を評価</li> <li>・現場代理人又は主任（監理）技術者として<u>現地据付期間の2分の1</u>を超え従事した工事を評価対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職員配置計画書に記載した<u>全ての配置予定技術者</u>を評価</li> <li>・現場代理人又は主任（監理）技術者として<u>全工期の2分の1</u>を超え従事した工事を評価</li> </ul>

## 3 「工事成績評定点」の対象工事の拡大（発注元の拡大）

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島市、徳島県、国の行政機関（下水道事業に係る工事については、下水道事業団を含む）が発注した工事又は<u>国等の「工事成績相互利用登録機関」が発注する「工事成績評定相互利用対象工事」</u>を評価対象として評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島市、徳島県又は国の行政機関（下水道事業に係る工事については、下水道事業団を含む）が発注した工事を対象として評価</li> </ul>

## 4 企業の社会性のうち災害活動の実績評価の項目に「市内外で発生した大規模災害時の支援活動の実績（過去3カ年（暦年）の実績）」を新たに追加